
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 521 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 521 回企業会計基準委員会（2024 年 3 月 5 日開催）において、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲及び対象とする組合等の会計処理について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲に関する意見）

2. 本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲に関して、基準として言葉で定義することが難しい場合に結論の背景において明確化することがよいと考える。

要件(1)に関する意見

3. 「募集又は私募」という用語を使用することに異論はない。
4. 「多数」という用語に関して金融商品取引法における「有価証券の募集」の定義では 50 名以上を意味するため、「多数」の意味を明確にする必要があると考える。

要件(2)に関する意見

5. 「運営者」という用語に関して、組合には様々な形態があると考えられるため、「運営者」の意味合いを結論の背景で説明することがよいと考える。

要件(3)に関する意見

6. 時価の信頼性の観点から事務局の提案に賛同する。
7. 「決算書」という用語に関して、財務諸表などの特定の法律の用語を使用することとした場合、それ以外の法形態において問題が生じないように結論の背景で説明することがよいと考える。
8. 決算書だけでなく対外的に提出している運用報告書なども対象とすることを検討してい

ただきたい。

9. 組合等の決算書において時価評価されているケースがどの程度あるかや決算書の入手時期などが実務上論点になると考えられるため、これらの点について検討することが考えられる。

要件(4)に関する意見

10. 仮に時価評価をオプションとする場合、要件(4)によって対象を絞る必要があるか疑問がある。

その他

11. 投資事業有限責任組合に関して、未公開株式の時価評価差額を純損益として会計処理しているか又はその他の包括利益として会計処理しているかを確認することがよいと考える。

(本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理に関する意見)

評価差額を純損益とすることをオプションとすること(案2)を支持する意見

12. IFRS 会計基準や米国会計基準に基づく外国籍ファンドや投資事業有限責任組合会計規則に定める原則法に基づく組合等では評価差額を純損益に反映していると考えられるため、この点を踏まえて議論することがよいと考える。
13. 対象とする組合等の範囲を明確に定義することは困難であるため、オプションとしたうえで一定の注記を求めることがよいと考える。

評価差額をその他の包括利益とすることを強制すること(案3)を支持する意見

14. 同一の市場価格のない株式に対して複数のファンドが投資している場合、異なる時価が算出されることが考えられることを踏まえ、評価差額をその他の包括利益とすることを強制することがよいと考える。
15. オプションとした場合、結果的に実務が変わらないことが懸念されるため、範囲を限定したうえで時価評価を強制することがよいと考える。

評価差額をその他の包括利益とすることをオプションとすることを支持する意見

16. 金融商品会計基準と IFRS 第9号「金融商品」(以下「IFRS 第9号」という。)における金融商品の分類・測定の考え方は根本的に異なるため IFRS 第9号の会計処理を部分的に

取り入れることに懸念があり、また市場価格のない株式が市場価格のない株式以外の株式となった場合に評価差額が純損益からその他の包括利益となることに違和感があるため、評価差額をその他の包括利益とすることがよいと考える。また、対象とする組合等の範囲を明確に定義することは困難であるため、評価差額をその他の包括利益とすることをオプションとすることがよいと考える。

17. VC ファンドが保有する資産やその保有目的は様々であると考えられるため、オプションの方がテーマ提案者のニーズに合致すると考える。

以 上